

平成30年11月21日

【議案第158号】

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

- 参考資料1 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の改正)
- 参考資料2 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 新旧対照表
- 参考資料3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条文抜粋

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の改正)

1 条例改正の趣旨

学校教育法改正に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設の「技術管理者の資格」の基準の規定を整備するもの。

2 技術管理者について

● 設置義務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 21 条第 1 項)

廃棄物処理施設の設置者は、維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。

● 役割 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 21 条第 2 項)

技術管理者は、技術上の基準に違反することのないよう他の職員を監督しなければならない。

※ 施行規則第 17 条に、事業者が設置する技術管理者の資格の基準が定められている。

● 市が設置する一般廃棄物処理施設の「技術管理者の資格」の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 21 条第 3 項により、施行規則で定める基準を参酌して条例で定めることとされており、施行規則第 17 条と同様の内容を規定している。

(参考) 本市の一般廃棄物処理施設における技術管理者の設置状況 (平成 30 年 11 月現在)
焼却施設、埋立施設等 11 施設 (直営 5 施設、運営委託 6 施設)

【技術管理者の資格】

- ・ 技術士
- ・ 大学卒業後、一定期間の実務経験を有する者
- ・ 短期大学卒業後、一定期間の実務経験を有する者 など

3 改正内容

【 学校教育法等の一部改正 (平成 31 年 4 月 1 日から施行) 】

「専門職大学」の制度が新設され、専門職大学の前期課程を修了した者には短期大学士 (短期大学卒業者) の学位が与えられることとされた。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める「技術管理者の資格」の基準について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等の扱いにする改正が行われた。

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

市が設置する一般廃棄物処理施設の同基準についても同様の内容となるよう、条例を改正する。

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p> <p>第2節 技術管理者の資格</p> <p>第41条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号</p> <p>第2節 技術管理者の資格</p> <p>第41条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</p> <p>(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者</p> <p>(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校の土木科、化学科及びこれらに相当する学科以外の学科において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条文抜粋

● 技術管理者の設置義務

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 2 1 条第 1 項】

一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

● 技術管理者の役割

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 2 1 条第 2 項】

技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第 8 条の 3 第 1 項又は第 1 5 条の 2 の 3 第 1 項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

● 技術管理者の資格

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 2 1 条第 3 項】

第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。